

北信技保第 54 号
令和 2 年 12 月 24 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿
公益社団法人 長野県トラック協会会長 殿
一般社団法人 富山県トラック協会会長 殿
一般社団法人 石川県トラック協会会長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

冬用タイヤの摩耗劣化状況等の確認について

今般、関越自動車道において、12月16日からの豪雪により最大2,000台を超える車両が高速道路上で立ち往生し、事業用の貨物自動車も多数巻き込まれる事案が発生しました。

新潟県道路交通法施行細則では、積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等、いわゆる防滑措置の義務が規定されているところですが、今般の事案に関しては、古い冬用タイヤを使っていた貨物自動車も含まれていたとの指摘もあるところです。

現在、年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施期間中であり、本年度の重点項目として車輪脱落事故防止の取組みが行われているところですが、貴会会員に対して、日常点検等の際、冬用タイヤについては下記の状況を確認されるようお願いいたします。

記

1. 溝深さがプラットフォームまで摩耗していないか確認すること。
2. 溝深さが十分残っていても、タイヤの製造年が古く性能が不十分なものは交換すること。

※ 参考1 プラットフォームについて

冬用タイヤとしての使用限度のラインを表示したものであり、溝深さのほぼ中間に設置されています。

※ 参考2 タイヤの製造年について

例 X4620 の表示がある場合は、最初の「46」は46週目（11月）、「20」は2020年に製造されたことを表します。

なお、Xは各企業や製造工場の記号であり、付与していない場合もあります。